

大野城まどかぴあ図書館の図書館資料の弁償に関する取扱要綱

平成24年 12月 28日

要綱 第 1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野城まどかぴあ設置条例施行規則第26条の規定に基づき、大野城まどかぴあ図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の対象及び方法)

第2条 大野城まどかぴあ図書館の利用者が資料を紛失、又は汚損・破損した場合は、館長は当該利用者に対し、弁償するよう求めるものとする。

2 汚損・破損の場合の弁償を求める基準は、別記「弁償を要する資料汚損・破損の基準」によるものとする。

3 資料の弁償は、原則として同一資料により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物弁償が不可能な場合は、現金で弁償することができることとする。

4 前項の規定により現物弁償を請求する場合、代替資料による弁償を認める。ただし、代替資料による弁償の判断は図書館側で行うものとする。

(弁償の免除)

第3条 前項の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

(1) 自然災害・火災等により貸出資料が紛失または汚損、破損した場合で、やむを得ないと判断する場合

(2) 盗難による紛失のうち、盗難届をすでに警察に提出しており、本人の過失によるものでなく、やむを得ないと判断する場合

(3) その他館長が必要と認める場合

2 弁償の免除を受けようとする者は、当館指定の図書資料弁償免除願（必要によっては各機関発行の証明書を添付）を館長に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項について、添付する各機関発行の証明書は以下の通りとする。

(1) 自然災害・火災等による場合は、役所や消防署によって発行される「被災（り災）届提出証明願」

(2) 盗難被害による場合は、盗難届出済の証明（受理番号の控えで可とする）

附則 この要綱は、平成25年 1月 1日から施行する。

別記

「弁償を要する資料汚損・破損の基準」

対 象：図書館資料（付録含む）

対象外：視聴覚資料のケースだけの破損

1. 資料の弁償基準

	対 象	状 態
(1)	水濡れ・飲食物等の染み	①水・その他の水分により濡れが生じ、歪み・波打ち状態となった場合、また、ページ同士が張り付き開くのが困難な場合 ②お茶・コーヒー等飲食物により染み等の汚れが生じた場合（本文にかかる染み、もしくは天と地、小口に4割以上の染みが付着した場合に限る。） ③カビが発生した場合
(2)	資料の一部破損・汚損・亡失	①破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合（本文にかからない程度でもその限りではない。ただし、破れに関しては本文にかかる程度、もしくはかからなくても2ページ以上にわたってほぼ同じ破れが続いている、同一ページに複数の破れがある場合に限る。） ②たばこ等による焦げ跡が残った場合 ③セロテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことによりページが欠損した場合 ④その他 資料に本来あるべきではないと判断しうる状態の場合
(3)	書き込み	①マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消した後も読み取りが困難な場合、痕跡が残る場合（いかなる範囲であっても） ③鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことによりイラストや文字等に色あせが生じた場合（いかなる範囲であっても）
(4)	噛み跡	①乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ②乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合 ③乳幼児、ペット等が噛んだ、もしくは口に一部分を含んだために(1)に相当する状態になった場合

(5)	異物の挟み込み等	①衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合（取り払うことで状態に異常がない場合はこの限りではない）
(6)	付録	①紙媒体の付録については(1)～(5)に則る ②電子付録（CD-ROM等）が再生機器で再生できない場合 ③電子付録を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合
(7)	視聴覚資料	①利用者の故意または過失により、視聴覚資料本体にひび・割れ等が生じ視聴が不可能になった場合 ②視聴覚資料を再生する際に、機器の故障が生じる恐れがある場合 ③故意または過失による、リーフレットのみの汚破損については弁償を免除とする。ただし曲目演目以外の情報記載があり、資料的価値があると判断される場合はこの限りではない
(7)	その他	①利用者の故意または過失により、利用に供することが困難と館長が判断する場合（ただし、館長が不在の場合、分類担当1名以上、弁償担当1名以上、課長か係長、もしくは主任から1名以上の計3名以上で協議し、判断する）

2. 資料の弁償外基準

(1) 上記の基準で1ヶ所以上該当する場合は、弁償の対象とする。

ただし、次の場合は弁償の対象としないとする。

ア 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合

イ 弁償にあたらないと館長が判断する場合（ただし、館長が不在の場合、分類担当1名以上、弁償担当1名以上、課長か係長、もしくは主任から1名以上の計3名以上で協議し、判断する）